

第14回 湧水町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和6年8月27日(金) 午前8時30分～午前9時21分
2. 開催場所 いきいきセンターくりの郷 研修室1. 2
3. 出席委員 13名
会長 15番 重村 耕一郎
会長代理
委員 2番 福島 昌信 9番 神掛 ちず子
4番 園山 秀国 10番 中尾 隆
5番 高橋 慶生 11番 竹ノ内 春則
6番 前田 格男 12番 興邊 雄次
7番 清水 隆一 13番 上水流 政俊
8番 萩原 とよ子 14番 上窪 華
4. 欠席委員 1番 梶 重明
5. 議事日程
 - (1) 開 会
 - (2) 議事日程について
 - (3) 議事録署名委員の指名について
 - (4) 会期の決定について
 - (5) 事務局報告
 - ① 合意解約報告書 (3件)
 - ② 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 (1件)
 - ③ 農地以外の土地の農地への編入について (1件)
 - (6) 付議事件及び順序について
 - 日程第1 農業経営基盤強化促進法の資格審査について (議案 1件)
 - 日程第2 農地法第3条に規定による所有権移転の許可申請について (議案 4件)
 - 日程第3 農地法第5条に規定による所有権移転の許可申請について (議案 1件)
 - 日程第4 農地法第5条に規定による地上権設定の許可申請について (議案 1件)
 - 日程第5 非農地証明願の申請審議について (議案 3件)
 - (7) その他農政一般事項
 - (8) 閉 会
6. 農業委員会事務局職員 事務局長 局長補佐 管理調整係長 補助員

議 長 それでは只今から、第14回湧水町農業委員会定例総会を開催します。本日の会議を開きます。日程にしたがい議事を進めます。議事日程につきましては、事前に配布したとおりです。

議 長 議事録署名委員を指名します。会議規則第23条第2項の規定により、本日の議事録署名委員は、2番福島委員と4番園山委員を指名します。

議 長 会期決定の件を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日限りといたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。次に、事務局報告に移ります。まず、合意解約申出書が3件提出されています。事務局の説明を求めます。

事 務 局 1ページになります。①合意解約申出書3件です。番号1。貸人、湧水町木場〇〇〇〇。借人、鹿児島市〇〇〇〇。土地の所在 木場字下佐牟田〇〇 畑 〇〇㎡ 他4筆 計5筆 合計面積〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、平成29年2月1日から令和9年1月31日。解約の理由、土地を売買するため。利用権の種類、使用貸借権。土地の引渡しの時期、令和6年8月31日。番号2。貸人、湧水町田尾原 〇〇〇〇。借人、鹿児島市 〇〇〇〇。土地の所在、田尾原字供養塚〇〇 畑 〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、平成30年10月1日から令和10年9月30日。解約の理由、農地転用のため。利用権の種類、貸借権。土地の引渡しの時期、令和6年10月31日。番号3。貸人、湧水町田尾原 〇〇〇〇。借人、鹿児島市 〇〇〇〇。土地の所在、田尾原字供養塚〇〇 畑 〇〇㎡ 他1筆 計2筆 合計面積〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、平成30年10月1日から令和10年9月30日。解約の理由、農地転用のため。利用権の種類、貸借権。土地の引渡しの時期、令和6年10月31日。以上です。

議 長 只今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 無ければ、以上で合意解約申出書 を終わります。

議 長 次に、農地法第3条の3第1項の規定による届出書が1件提出されています。事務局の説明を求めます。

事 務 局 2ページです。農地法第3条の3第1項の規定による届出書が1件です。番号1。権利取得者、さいたま市 〇〇〇〇。権利取得日、令和6年4月8日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、米永梨木〇〇 地目は畑 面積は〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。以上です。

- 議 長 只今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声)
- 議 長 無ければ、以上で農地法第3条の3第1項の規定による届出書を終わります。
- 議 長 次に、農地以外の土地の農地への編入について 事務局の説明を求めます。
事 務 局 3 ページです。農地以外の土地の農地への編入につきまして、令和6年6月12日付で〇〇〇〇より依頼のありました地目の変更について、山林、宅地、原野等の登記地目を畑、宅地に変更したいため農地であるかの確認をお願いしたいとの主訴で申し出がありました。7月18日木曜日の現地調査におきまして、梶代理、清水委員、谷園推進委員が、〇〇〇〇の〇〇社長立ち合いのもと、現地の確認を行いました。現地は、ハウスによる施設園芸が行われており、胡蝶蘭等の栽培が行われておりました。ハウス内の状況は、通路部分はコンクリートで舗装されておりましたが、花鉢をのせてあった施設園芸の棚の部分は、地面の上に棚等が設置された状況で、農地と確認がされたところですが、ハウスは平成7年に転用許可を受けて設置されたところですが、平成14年に農林水産省による施設園芸用地等による取り扱いにおいて、農地の形状を変えずに、簡易な棚の設置については、農地にあたるとの回答があったところですが、県農村振興課に、定例総会に諮る必要があるかを確認したところ、各市町村の事務処理規程等により対応をしてくださいとの回答でありました。本町の事務処理規程や事務決裁規程には、農地確認後のその後の取り扱いについて記載がないことから、総会で報告し、会長までの決裁を経て、農家台帳に登録し、対象者に農家台帳を交付して、証明をしたいと考えております。対象者については、その後農家台帳に登録された後に、法務局等で地目変更等の登記に入るといふことです。以上です。
- 議 長 只今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
2 番 2番福島です。この件については、3～4年くらい前に、隣接している農地について申請があったのではないかと思います。そのときにしっかりしたハウスを造られていたので、このまま認めてもいいのかなと思います。
- 事 務 局 本来は分筆等をして計画どおりするのが理想ではありますが、その分筆にかなりの経費が必要とのことで、現状を調査した結果、農地と確認がなされましたので、今回認めてもいいのではないかとということで、報告するところでございます。以上です。
- 議 長 この中で、平成7年に転用許可でているとのことですが、これは何に転用されたのですか。

事務局 当時は、ハウスを建設する場合は農地転用許可が必要だったということでしたが、その後、農林水産省のハウス施設園芸の取り扱いの通知が出され、地面の上に棚を設置してのハウスについては、農地とみなすことができるとの見解が示されたことで、これまで宅地等となっていたものを、〇〇〇〇が農地とすることで、課税を抑えたいとのことで相談があったわけです。当時は、施設園芸用ハウスは、土地に直接肥培管理をしないため転用許可が必要となっておりました。しかし、その後、農林水産省から通知が発出され、農地の形状を変えずに簡易な棚の設置については農地にあたるとの見解が示されたものです。そのため、今回この通知に基づき、農地として認めてほしいとの申請が出され、現地調査の結果、農地として確認されたものです。

議長 他にありませんか。他に無ければ、以上で農地以外の土地の農地への編入についてを終わります。

議長 以上で、事務局報告を終わります。

議長 次に付議事件及び順序について に移ります。日程第1議案第137号農業経営基盤強化促進法の資格審査について を議題とします。まず、利用権設定の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局 7ページです。日程第1議案第137号。農業経営基盤強化促進法の資格審査について。(1)利用権設定です。下の地区別集計表をご覧くださいと思います。左側の利用権設定の部分です。合計だけ申し上げます。畑1,852㎡。小計も1,852㎡です。8ページをご覧ください。総括表です。これも合計だけ申し上げます。賃貸借分の畑が1,852㎡。計も1,852㎡です。詳細は9ページをご覧ください。以上です。

議長 只今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。よって整理番号1号については、承認することに決定しました。

議長 以上で、利用権設定の審査を終わります。

議長 次に、所有権移転の審査を行います。整理番号1号について、事務局の説明を求めます。

事務局 7ページです。地区別集計表の真ん中です。合計だけ申し上げます。田が3,366㎡、畑が118㎡ 小計3,484㎡です。続きまして、11ページをご覧ください。議案第137号。農業経営基盤強化促進法の資格審査について。

(2)所有権移転の部です。整理番号1。土地の所在 稲葉崎字村内〇〇

地目は田 農振外 面積は〇〇㎡ 他田3筆 畑2筆 計6筆 合計面積
〇〇㎡。渡人，鹿児島市 〇〇〇〇。受人，湧水町稲葉崎 〇〇〇〇。経
営面積は〇〇㎡。利用目的は水稻，野菜。売買価格は無償。移転時期，引
渡時期は令和6年8月27日。受人は認定農業者です。以上です。

議 長 整理番号1号については，現地調査が行われていますので，調査委員の報
告をお願いいたします。

10番 10番中尾が報告します。農業経営基盤強化促進法に係る議案第137号
整理番号1の現地調査の報告をいたします。申請地，申請者及び場所等
については，議案書と議案参考資料の1ページから5ページをご参照くださ
い。申請内容は，売買による所有権移転です。受人は認定農業者です。耕
作状況は，良好でした。農業経営基盤強化促進法の資格審査としては，受
人の農業経営の規模など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の要件を
満たしていることを確認し，適格者であると判断しました。以上報告いた
します。

議 長 只今の調査委員の報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。

2番 2番福島です。これは無償となっていますが，何かいきさつがあるのです
か。

事務局 隣接地に宅地もあるのですが，農地も含めて貰い手を探していたというこ
とで，今回〇〇さんが引き受けてくださって，無償での譲渡となりました。

議 長 他にありませんか。他にご質問ご意見等がなければ，整理番号1号は調査
委員の報告は承認相当ということです。承認相当と認め，承認することに
ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号1号の所有権移転の資格審査については，
承認することに決定しました。

議 長 以上で，農業経営基盤強化促進法の資格審査について を終わります。

議 長 次に，日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請につい
て を議題とします。議案第138号から議案第141号までの4議案を一括
上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 12ページです。日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可
申請について。議案第138号。権利，所有権移転。土地の所在，鶴丸字上
新田〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人，湧水町鶴丸 〇
〇〇〇。受人，湧水町鶴丸 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇〇〇㎡です。
労力総数2。申請事由は規模拡大。売買価格は10aあたり〇〇万円です。
次に議案第139号。権利，所有権移転。土地の所在，米永字大道迫〇〇 地

目は畑 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人, 湧水町米永 〇〇〇〇。受人, 湧水町米永 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数 3。申請事由は規模拡大。売買価格は全部で〇〇万円です。次に議案第 140 号。権利, 所有権移転。土地の所在, 北方字本堂〇〇 地目は畑 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人, 湧水町北方 〇〇〇〇。受人, 湧水町北方 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数 1。申請事由は規模拡大。売買価格は全部で〇〇万円です。次に議案第 141 号。権利, 所有権移転。土地の所在, 幸田字竹山〇〇 地目につきましては登記簿地目は田ですが現況は畑です。農振内で面積は〇〇㎡ 外 1 筆の計 2 筆 合計面積は〇〇㎡です。渡人, 湧水町幸田 〇〇〇〇。受人, 湧水町幸田 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数 2。申請事由は規模拡大。贈与です。以上です。

議 長 農地法第 3 条の許可区分は, 湧水町農業委員会です。順を追って審議します。まず, 議案第 138 号について審議します。議案第 138 号については, 現地調査が行われていますので, 調査委員の報告をお願いします。

1 4 番 1 4 番上程が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 138 号の現地調査の報告をいたします。調査日時, 調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地, 申請者及び場所等については, 議案書と議案参考資料の 6 ページから 8 ページをご参照ください。調査事項の中で, 現況地目は田です。地域との調和要件は, すべて整っており特に問題はありません。指導事項については, 特にありませんでした。調査意見は, 許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の調査委員の報告に対し, ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ, 議案第 138 号は調査委員の報告は許可相当ということですが。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 138 号につきましては, 許可相当と認め許可することに決定しました。次に, 議案第 139 号について審議します。議案第 139 号についても, 現地調査が行われていますので, 調査委員の報告をお願いします。

9 番 9 番神掛が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 139 号の現地調査の報告をいたします。調査日時, 調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地, 申請者及び場所等については, 議案書と議案参考資料の 9 ページから 1 1 ページをご参照ください。調査事項の中で,

現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等なければ、議案第 139 号は調査委員の報告は許可相当ということですが。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 139 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。次に、議案第 140 号について審議します。議案第 140 号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

1 1 番 1 1 番竹ノ内が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 140 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 9 ページ、1 2 ページから 1 3 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等なければ、議案第 140 号は調査委員の報告は許可相当ということですが。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 140 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。次に、議案第 141 号について審議します。議案第 141 号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

1 1 番 1 1 番竹ノ内が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 141 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 9 ページ、1 4 ページから 1 5 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

- 議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 141 号は調査委員の報告は許可相当という
ことです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 141 号につきましては、許可相当と認め許可
することに決定しました。
- 議 長 以上で、農地法第 3 条の規定による所有意見移転の許可申請について を
終わります。
- 議 長 次に、日程第 3 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請につい
て を議題とします。議案第 142 号を上程します。事務局の説明を求めま
す。
- 事 務 局 1 4 ページです。日程第 3 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可
申請について。議案第 142 号。権利、所有権移転。所在、中津川字後田○
○。地目畑。農振外。○○㎡。地種は 2 種。渡人、湧水町川西 ○○○○。
受人、湧水町中津川 ○○○○。用途、駐車場。申請事由、来客用の駐車
場がなく、今回土地購入と同時に設置する。以上です。
- 議 長 議案第 142 号につきましては、現地調査が行われていますので、調査委員
の報告をお願いします。
- 9 番 9 番神掛が報告します。農地法第 5 条に係る議案第 142 号の現地調査の報
告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一
覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議
案参考資料の 1 6 ページから 1 9 ページをご参照ください。周囲の状況は、
北は畑、東は宅地、南は道路、西は道路です。一般基準の他法令関係につ
いては、該当ありません。また、周囲の農地等への支障の有無については、
特にありません。添付書類は、事業計画書・配置図、被害防除計画書及び
誓約書がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する
許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」
また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はない
ので転用適当と見ました。以上報告します。
- 議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 142 号は調査委員の報告は許可相当とい
うことです。許可相当と認め、県知事に進達することにご異議ございませ
んか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 142 号につきましては、許可相当と認め県知事に進達することに決定しました。

議 長 以上で、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について を終わります。

議 長 次に、日程第 4 農地法第 5 条の規定による地上権設定の許可申請についてを議題とします。議案第 143 号を上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 15 ページです。日程第 4 農地法第 5 条の規定による地上権設定の許可申請について。始めに資料の修正をお願いします。面積が〇〇㎡となっておりますが、分筆されておりました、〇〇㎡になります。申し訳ございません。修正をお願いします。また議案参考資料の構図についても 1 枚追加してございます。それでは続けます。議案第 143 号。権利、地上権設定。所在、恒次字下水流〇〇。地目畑。農振外。〇〇㎡。地種は 2 種。貸人、湧水町恒次 〇〇〇〇。借人、京都市 〇〇〇〇。用途、太陽光発電施設。申請事由、当社の工場での使用するエネルギーを自己所有の太陽光発電施設において発電することにおいて、脱炭素・地球温暖化防止対策・SDG s の一貫として事業を発展させていきたい。以上です。

議 長 議案第 143 号につきましては、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

10 番 10 番中尾が報告します。農地法第 5 条に係る議案第 143 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 20 ページから 25 ページをご参照ください。周囲の状況は、北は宅地、東は河川敷、南は畑、西は道路です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。また、周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、事業計画書・配置図、被害防除計画書及び誓約書がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」、また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第 143 号は、調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め、県知事に進達することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 143 号につきましては、許可相当と認め県知事に進達することに決定しました。

議 長 以上で、農地法第 5 条の規定による地上権設定の許可申請について を終わります。

議 長 次に、日程第 5 非農地証明願の申請審議について を議題とします。議案第 144 号から議案第 146 号までの 3 議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 16 ページです。日程第 5 非農地証明願の申請審議について。議案第 144 号。願出人、宮崎市 ○○○○。土地の所在、木場字岩脇○○ 地目は畑面積は○○㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして平成 10 年頃から農地法の許可を得ないで植林したため山林化した。非農地判定基準は湧水町農業委員会非農地証明交付基準第 2 条第 2 号, 第 3 号, 第 9 号です。次に議案第 145 号。願出人、湧水町幸田 ○○○○。土地の所在、幸田字竹山○○ 地目は田 面積は○○㎡ 外 4 筆 計 5 筆 合計面積○○㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして、申請地は、平成 20 年頃より耕作放棄され、鳥獣被害もあり原野化した。非農地判定基準は湧水町農業委員会非農地証明交付基準第 2 条第 3 号, 第 5 号, 第 7 号です。次に議案第 146 号。願出人、湧水町北方 ○○○○。土地の所在、北方字七ツ谷○○ 地目は田 面積は○○㎡外 1 筆 計 2 筆 合計面積○○㎡の農地です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして、申請地は、平成 29 年に第 4 条申請を行い山林にするため植栽等を行ったが、鳥獣被害のため木が育たず、斜面経度もきついことから管理が難しく現在の状況となった。なお、当時の 4 条の許可につきましては令和 6 年 8 月 6 日付で取り下げ書を県に提出し、承認を得ています。非農地判定基準は湧水町農業委員会非農地証明交付基準第 2 条第 2 号, 第 3 号, 第 5 号, 第 7 号です。以上です。

議 長 順を追って審議します。まず、議案第 144 号を審議します。議案第 144 号については現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

1 4 番 14 番上窪が報告します。非農地証明願いに係る議案第 144 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 26 ページ, 28 ページから 30 ページをご参照ください。調査意見は、申請地は平成 10 年頃、農地法の許可を得ないで植林し

たため山林化し、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第2号、第3号、第9号に該当することを確認したことから、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 他にご質問ご意見等がなければ、議案第144号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案144号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。

議 長 次に、議案第145号について審議します。議案第145号につきましても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

10番 10番中尾が報告します。非農地証明願いに係る議案第145号の現地調査の報告をいたします。査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の27ページ、31ページから36ページをご参照ください。調査意見は、申請地は平成20年頃より耕作放棄され、鳥獣被害もあり原野化しているため、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第3号、第5号、第7号に該当することを確認したことから、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 他にご質問ご意見等がなければ、議案第145号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案145号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。

議 長 次に、議案第146号について審議します。議案第146号につきましても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

1 1 番 1 1 番竹ノ内が報告します。非農地証明願いに係る議案第 146 号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の 2 6 ページ，3 7 ページから 3 9 ページをご参照ください。調査意見は，申請地は斜面経度がきつく管理が難しいことと，鳥獣被害もあり原野化しているため，今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから，非農地判断基準の第 2 号，第 3 号，第 5 号，第 7 号に該当することを確認したことから，非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議 長 只今の調査委員の報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 他にご質問ご意見等がなければ，議案第 146 号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案 1146 号につきましては，非農地と認め 非農地証明を発行することに決定しました。

議 長 以上で，非農地証明願の申請審議についてを終わります。

議 長 次に，その他農政一般事項についてですが，皆様方から何かございませんか。
(なしの声あり)

議 長 無ければ，以上で終わります。以上で，本日付議されました議案は，全部終了いたしました。これで，第 1 4 回湧水町農業委員会定例総会を閉会します。

(閉会) 午前 9 時 2 1 分